

令和7年分 給与支払報告書の提出の手引

令和7年1月1日から12月31日までの間に、従業員等に対して給与を支払われた方は、支払いをしたすべての方について給与支払報告書を作成し、各市区町村に提出してください。

提出期限 令和8年2月2日(月曜日) ※1月15日(木曜日)までの提出にご協力ください。

提出先

在職者・・・令和8年1月1日現在の住所地の市区町村に提出してください。

退職者・・・退職時の住所地の市区町村に提出してください。

高山市の受付窓口

窓口にて提出・・・税務課市民税係又は各支所地域振興課窓口にて職員に渡してください。

郵便にて提出・・・郵便にて税務課市民税係まで送付してください。

【総括表】の記入のしかた

給与支払報告書(総括表)		種別	整理番号	指定番号
		※	※ 9000001	※ 9000001

⑧ 高山市長殿 令和 8 年 1 月 9 日提出

給与の支払期間	令和 7 年 1 月分から 12 月分まで	給与支払者の個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号
フリガナ	タカヤマコウギョウ	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	個人番号は右詰で記載してください。
給与支払者の氏名又は名称	高山工業 株式会社	事業種目	建設業
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業所の名称	同上	受給者総人数	36 人
フリガナ	タカヤマシノオカマチ	住 所 地 別 市 町 村 数	5
事業所の所在地	〒 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	特別徴収 (令和8年6月から市・県民税を給与から徴収できる方)	24 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	高山 高郎	普通徴収 (市・県民税を給与から徴収できない方)	2 人
		退職者	1 人
		計	27 人
連絡先の所属課・係名、担当者の氏名及び電話番号	課係名 経理課 氏名 高山 高郎 電話 (0577) 35-3626 内線 123 番	前職分を含む場合の摘要欄の記載について	記載有・該当なし
令和8年6月から初めて市・県民税を給与から徴収(特別徴収)する場合、右の「新たに特別徴収を開始」に○をしてください。		納入書の送付	必要・不要
特別徴収を開始した場合、令和7年5月下旬までに従業員の給与から毎月徴収していただく税額をお知らせします。		新たに特別徴収を開始	○

個人別明細書1枚目(市区町村提出用)に総括表を添えて提出してください。 提出期限 1 月末日

右に記載の訂正名称・所在地等に誤りがありましたら、朱書きで訂正をお願いします。

【個人番号又は法人番号】欄
給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。
※**個人事業主の場合、マイナンバーカード又は通知カードの写しを添付、または持参してください。**

【報告人員】欄
特別徴収
報告人員のうち、**令和7年6月以降**、市・県民税を給与から徴収できる方の人数を記載します。

普通徴収
報告人員のうち、市・県民税を給与から徴収できない方の人数を記載します。

退職者
令和7年中に退職された方の人数を記載します。

「新たに特別徴収を開始」欄
令和8年6月から、初めて特別徴収を開始した場合に○をしてください。

eLTAX に関するお知らせ

●特別徴収を行うべき事業所において、普通徴収とする従業員がいる場合は、摘要欄に「**a～d の特別徴収ができない(普通徴収)理由**」を入力し、普通徴収欄にチェックを入力してください。

●令和8年度特別徴収税額通知を「電子による通知」を希望する場合は、**期限内**にeLTAXにて給与支払報告書を提出、受給者番号及びメールアドレスを必ず設定してください。
(期限後の提出、受給者番号(使用できない文字、記号があります)やメールアドレスに不備がある場合は、電子ではなく書面による通知となります。)

【eLTAX サービスに関しては下記へお問合せください】
eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)

給与支払報告書の綴り方について

-
- ① 総括表
 - ② 仕切り紙 (特別徴収用)
 - ③ 個人別明細書 (特別徴収分)
 - ④ 仕切り紙 (退職者用)
 - ⑤ 個人別明細書 (退職者分)
 - ⑥ 仕切り紙(給与から徴収できない方用)
 - ⑦ 個人別明細書(給与から徴収できない方分)

高山市財務部税務課市民税係

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
電話:0577-35-3626(直通) 0577-32-3333(代表)
(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)